

直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の八第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「個別間接配当等」という。）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結

事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「個別間接課税済金額」という。）

12 連結法人が第八項から第十項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の八第十一項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

13 第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	
直接保有の株式等の数の	第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の
第四項	第十一項
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（第十一項第一号に規定する

			個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は前二年以内の各連結事業年度（第十一項第二号口に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別間接課税済金額（第十一項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第六項第一号			
	個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接	

	第六項第二号	
	分割等前十年内事業年度	前十年以内 個別課税済金額又は課税済金額
<p>課税済金額又は間接配当等（第六十六條の八第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十一項第二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>	分割等前二年内事業年度	前二年内 個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額

	<p>第七項</p>	<p>直接保有の株式等の数</p>
	<p>前項又は第六十六條の八第六項</p>	<p>間接保有の株式等の数</p>
	<p>第四項の</p>	<p>第十三項において準用する前項又は第六十六條の八第十三項において準用する同条第六項</p>
	<p>分割等前十年内事業年度の個別課税済金額</p>	<p>第十一項の</p>
	<p>前項の</p>	<p>分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額</p>
	<p>前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額</p>	<p>第十三項において準用する前項の</p>
	<p>同条第六項</p>	<p>前二年内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二年内の各連結事業年度の個別間接課税済金額</p>
		<p>同条第十三項において準用する同</p>

	<p>前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税済金額</p>	<p>条第六項 前二年以内の各事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度（同条第十一項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。）の間接課税済金額</p>
--	---	---

第六十八条の九十二第五項中「適格事後設立（以下この項）を「適格現物分配（以下この項）に、「適格合併等」を「適格組織再編成」に、「事後設立法人から」を「現物分配法人から」に、「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に、「適格合併等の日」を「適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「第三項」を「第四項」に、「掲げる適格合併等」を「掲げる適格組織再編成」に改め、同項第一号中「適格

合併 当該適格合併」を「適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。） 当該適格合併等」に改め、「被合併法人」の下に「又は現物分配法人」を加え、「合併前十年内事業年度（適格合併の日）を「合併等前十年内事業年度（適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号）を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人（次項において「分割法人等」という。）」に、「特定外国子会社等」を「外国法人」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該連結法人に係る特定外国子会社等」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十六条の八第三項第二号」を「第六十六条の八第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で連結法人」を「又は個別部分課税対象金額で、連結法人」に改め、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第六十六条

の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に、「及び第五項」を「第六項及び第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で連結法人」を「又は個別部分課税対象金額で、連結法人」に改め、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十三の二の前の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「この項において」を「この項及び第四項において」に、「株式又は出資を間接に」を「株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を間接に」に、「第七項」を「第八項」に、「もの（以下この款）」を「もの（以下この条及び次条）」に、「株式又は出資の」を「株式等の請求権

「に、「請求権」を「請求権をいう。第四項において同じ。」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が、「に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」に改め、同項第二号中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する

当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子

の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三 債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四 特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十八条の九十三の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項及び第四項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

- 一 各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。
- 二 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十八条の九十三の三第一項中「連結法人が前条第一項」を「連結法人が、前条第一項又は第四項」

に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国法人の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「（特定外国法人の個別課税対象金額）」を「（特定外国法人の個別課税対象金額等）」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国法人の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該課税対象金額」の下に「又は当該部分課税対象金額」を、「個別課税対象金額」の下に「又は個別部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「連結法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定に係る特定外国法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十八条の九十三の四第一項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に、「この項及び次

項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「当該剰余金の配当等の額」を「この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額」に改め、同条第七項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第八項前段の」に、「益金不算入」を「配当等の益金不算入」に改め、「第六十八条の九十三の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第七項若しくは第九項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の九十二第五項から第八項まで」を「第六十八条の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同項の表を次のように改める。

第六十八条の九十二第六項	連結法人が適格合併	<p>第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等</p>
--------------	-----------	--

<p>第六十八条の九十二第六項 第一号</p>	
<p>又は課税済金額</p>	<p>により被合併法人 第四項 個別課税済金額とみなす</p>
<p>又は課税済金額（第六十六条の九の四第四項第二号に規定する課税</p>	<p>（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人 第六十八条の九十三の四第四項 個別課税済金額（同項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）とみなす</p>

		<p>済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）</p>
<p>第六十八條の九十二第六項 第二号</p>	<p>第六十六條の六第一項</p>	<p>第六十六條の九の二第一項</p>
<p>第六十八條の九十二第七項</p>	<p>前項又は第六十六條の八第六項</p>	<p>第六十八條の九十三の四第六項において準用する前項又は第六十六條の九の四第六項において準用する第六十六條の八第六項</p>
	<p>第四項の 前項の</p>	<p>第六十八條の九十三の四第四項の 同条第六項において準用する前項の</p>
	<p>同条第六項</p>	<p>第六十六條の九の四第六項において準用する第六十六條の八第六項</p>

	同条第四項第二号	第六十六条の九の四第四項第二号
第六十八条の九十二第十四項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで	第六十八条の九十三の四第一項から第三項まで
第六十八条の九十二第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の 前項	第六十八条の九十三の四第一項から第三項までの規定の
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を

第六十八条の九十三の四第五項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7 特殊関係株主等である連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個

別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額

（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税

等の額については、同条の規定は、適用しない。

9 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10 前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一 特殊関係株主等である連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間

において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十三の二第二項若しくは第四項又は第六十六条の九の二第二項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十三の二第二項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにお

いて同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ 前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度(以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。)において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額(前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額(前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。))がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別間接課税済金額」という。)

11 特殊関係株主等である連結法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額(第六十六条の九の四第十項第

二号口に規定する間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

12 第六十八条の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二第六項	連結法人が適格合併	第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係
--------------	-----------	--

	株主等」という。)である連結法人が適格合併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
直接保有の株式等の数の	第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数(以下この項において「間接保有の株式等の数」という。)の
第四項 前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	第六十八条の九十三の四第十項前二年以内の各連結事業年度等(同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次

<p>第六十八条の九十二第六項 第一号</p>	
<p>前十年以内</p>	<p>合併等前十年内事業年度</p>
<p>前二年以内</p>	<p>合併等前二年内事業年度</p> <p>項において同じ。)の個別間接配当等(同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。)又は前二年以内の各連結事業年度(同条第十項第二号口に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。)の個別間接課税済金額(同条第十項第二号口に規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。)</p>